

福島県多機関ワンストップサービス実施要綱

(趣旨)

第1条 福島県犯罪被害者等支援条例（令和3年福島県条例第七十六号）を踏まえ、福島県（以下「県」という。）、福島県警察、公益社団法人ふくしま被害者支援センター及び県内の市町村等（以下「関係機関」という。）が犯罪被害者等のニーズにワンストップで対応する窓口を整備し、関係機関が連携して犯罪被害者等にサービスを提供（以下「多機関ワンストップサービス」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、福島県犯罪被害者等支援条例で使用する用例による。また、この要綱における「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定めるものをいう。

2 この要綱における「家族」及び「遺族」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 民法第725条に定める親族の範囲内の者

(2) 自治体が交付するパートナーシップの届出を証する書類により関係性が確認できる者

(3) 法律上の身分関係がない者であっても、これと同様の事情にある者

3 この要綱において「対象犯罪行為」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 別表の事件の種類欄に掲げる事件

(2) 日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為のうち、日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば、前号に掲げる事件に当たるもの。

(支援対象者)

第3条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 犯罪発生時又は相談時において、下記のいずれかに該当する者

ア 県内若しくは県外で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内に居住する者又はその遺族若しくは家族

イ 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外に居住する者又はその遺族若しくは家族

(2) 関係機関に相談を行った者のうち、多機関ワンストップサービスによる支援を希望し、かつ、第6条に規定する支援コーディネーターが支援対象

とすることが適当と判断した者

(3) 次のいずれかに該当する場合は、支援対象者としな

ア 犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員又はその関係者である場合

イ 犯罪被害者が犯罪を誘発した場合又は当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合

ウ その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(支援調整会議の設置)

第4条 犯罪被害者等のニーズに応じた制度等を所管する機関による支援調整会議を置き、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 支援対象者の状況やニーズの情報共有

(2) 支援計画書の確認及び検討

(3) 支援提供後の検証及び見直し後の支援計画書の確認

(4) 被害者が多数にわたるなど人の生命又は身体に甚大な被害が及ぶ大規模な事案が発生した場合における緊急支援

(構成員)

第5条 支援調整会議は、次に掲げる機関で構成する。

(1) 福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

(2) 福島県警察本部警務部県民サービス課

(3) 公益社団法人ふくしま被害者支援センター（以下「支援センター」という。）

(4) 関係市町村

(支援コーディネーター)

第6条 第4条の所掌事項を円滑に行うため、支援コーディネーターを支援センターに置く。

2 支援コーディネーターは、次に掲げる業務を実施する。

(1) 支援対象者との面談（状況やニーズ等の把握）及びそれに基づく支援計画案の作成

(2) 支援調整会議開催に係る必要性の判断

(3) 支援対象者への説明及び「犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書（様式第5号）」の徴収

(4) 支援計画に基づく具体的な支援サービスの提供に向けた関係機関との調整

(5) 支援対象者への支援に係る進捗状況の定期的な確認

- (6) 支援対象者に対する支援提供後の面談等
- (7) 支援計画検証シートの作成と支援計画の見直し
- (8) 犯罪被害者等支援に関する市町村担当者への助言
- (9) 支援調整会議の資料作成及び説明
- (10) 多機関ワンストップサービスによる支援終結の判断

(会議)

- 第7条 支援調整会議の開催は、支援コーディネーターが県に要請する。
- 2 支援調整会議は、支援コーディネーターの要請に基づき多機関ワンストップサービスの中核を担う県が招集し、議長は県の職員が務める。
 - 3 議長は、必要に応じて、福島県弁護士会、福島県臨床心理士会、福島県公認心理師会、その他関連する機関等の参加要請や意見の聴取等を行うことができる。

(相談受付機関の手続き)

- 第8条 支援対象者等から相談を受ける場合の手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 相談受付機関は、相談者から聴取した内容を基に、「相談受理票（様式第1号）」を作成する。
 - (2) 相談受付機関は、相談者から支援コーディネーター等に個人情報を提供することについて同意を得た上で「個人情報提供同意書（様式第2号）」を徴する。
 - (3) 相談受付機関は、「相談受理票」の写し及び「個人情報提供同意書」の写しを支援コーディネーターに送付し、聴取した内容を引継ぐ。

(会議後の手続き)

- 第9条 支援調整会議で決定された支援については、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 支援コーディネーターから支援対象者等に対し、支援計画の内容を説明するとともに、支援計画書を交付する。
 - (2) 支援調整会議構成機関は、支援計画に基づき、支援対象者等に対し支援を行う。
 - (3) 支援を行った支援調整会議構成機関から、その結果を支援コーディネーターへ情報提供する。
 - (4) 支援コーディネーターは、定期的に支援計画の進捗状況の確認を行う。
 - (5) 支援の終結は、支援コーディネーターが判断し、支援調整会議構成員の了承を得るものとする。

(個人情報の保護)

第10条 関係機関は、「個人情報の保護に関する法律」及び別記「個人情報特記事項」に基づき、個人情報の保護に努める。

(事務局)

第11条 支援調整会議の事務局は、福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課に置く。

2 支援調整会議の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	事件の種類
1 刑法(明治 40 年法律第 45 号)に定めのある罪に当たる違法な行為	<p>(1) 次に掲げる犯罪（未遂の規定のあるものは未遂を含む。）行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 殺人 イ 強盗致死傷 ウ 逮捕及び監禁 エ 逮捕等致死傷 オ 略取及び誘拐 カ 人身売買 キ 傷害致死 ク 傷害のうち、被害者が全治 1 か月以上の傷害を負ったもの ケ 前各号に掲げる犯罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治 1 か月以上の傷害（PTSD等の精神疾患を含む。）を負ったもの（(2)に掲げるもの及び 2 において事件の種類欄に掲げる事件に係るものを除く。） <p>(2) 性犯罪 （刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）</p>
2 交通事故事件	<p>(1) 交通死亡事故</p> <p>(2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）に定める危険運転致死傷罪に当たる事件（無免許運転による刑の加重がある場合を含む。）（全治 1 か月以上の傷害を負った事故に限る。）</p>
3 その他	上記に準ずる行為で、相談受付機関等が必要と認めた事案

別記

個人情報特記事項

(利用目的)

第1条 多機関ワンストップサービス構成員は、多機関ワンストップサービスによる支援を行うため必要な場合に限り、個人情報を取り扱うものとする。

(適正な取得)

第2条 関係機関は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(秘密の保持)

第3条 個人情報の管理者及びその利用者又はこれらの職にあった者は、その職に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は利用して自己又は第三者の利益を図ってはならない。

(留意事項)

第4条 犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに係る留意事項については、以下のとおりとする。

(1) 被害者及びその家族に関する氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号等の個人情報を伴う書類にあつては、誤送信による情報漏えい防止の観点から、配達記録が保証される配送や手渡しとする。

(2) 個人情報を含まない書類等にあつては、電子メールでの送付も認める。なお、送付にあたっては、あらかじめ作成したメーリングリストを活用する又は2名以上の職員で確認するなど、誤送信防止の措置を講じること。また、電子メール送付後は、速やかに送付済みメールや添付データを削除するなど、コンピューターウイルス感染等のリスクに配慮することとする。

(3) 個人情報を含む書類にあつては、関係者（福島県多機関ワンストップサービス実施要綱第5条各号に掲げる機関又は第7条第3項の規定により県が参加要請した機関等において支援計画に基づく支援に携わる者その他知事が認める者をいう。）以外の者が閲覧できないよう取り扱うとともに、鍵のかかるロッカー等で保管する。また、不要な複製及び持出しを行わない。

(4) 支援調整会議で個人情報が記載されたものを配布する必要がある場合は、会議終了後回収し廃棄する。

(5) 「福島県多機関ワンストップサービス実施要綱」及び「福島県多機関ワンストップサービス事務取扱要領」で定める各様式の保存期限は、支援終了とみなした日（完結日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。5年経過する前に、再度被害者等から希望、要望がなされた場合は、新たな希望、要望とする支援が終了したとみなした日（完結日）の属する

年度の翌年度の4月1日から5年とする。

(事故報告)

第5条 多機関ワンストップ構成員及び関係機関において、個人データ漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課に報告する。